

＜公益財団法人東京YMCA 2018年度サマーキャンプ規定＞

お申込み前に以下ご確認ください。

■キャンプ参加費に含まれるもの

- ①日程に明示した運送機関の運賃・料金(普通席)
 - ②日程に明示した宿泊の代金及び税・サービス料、食事の代金及び税、サービス料、観光の代金(入場料金・ガイド料金)
 - ③引率(添乗)サービス代金
- ※上記サービスを参加者のご都合により、一部利用されなくても原則として払戻しはいたしません。

■キャンプ参加費に含まれないもの

前項の他はキャンプ参加費に含まれません。その一部を例示します。

- ①長期キャンプ等におけるお土産代・スキーキャンプにおけるリフト代、レンタル用品代等
- ②ご自宅から発着地までの交通費宿泊費

■お申込み条件

- ①お子様(20歳未満)のご参加について、保護者自筆の参加申込書が必要です。
- ②プログラムの活動や集団行動において、特別な配慮が必要と思われるアレルギー(エピペン所持を含む)などの疾病や疾患、心身の障がい、行動がある場合は申込み前にご相談ください。当法人がプログラムへの参加が困難であると判断する場合は、お申込みをご遠慮いただく場合がございます。ただし障がいや疾病のある方など、特定の対象者のキャンプは、各募集要項に記載された条件および申込み方法をご確認ください。
- ③特別な配慮が必要な場合、申込み前にご相談いただいた後、申込書内特記事項にもご記入ください。

■お申し込み方法と契約の成立・参加費のお支払い

- ①Webもしくは他の通信手段でご予約後、予約日を含む7日以内に申込書(原簿)に所定の事項を記入し、下記の申込金または参加費の全額を添えてお申込みいただきます。
- ②申込金は参加費、または取消料もしくは違約料のそれぞれ一部として取り扱います。7日以内に申込金の支払がなされなかった場合、ご予約がなかったものとして取扱う場合がございます。
- ③ご予約時点では正式な申込みは成立しておらず、東京YMCAが契約の締結を承諾し申込金を受理した時に成立します。
- ④参加費はキャンプ開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までに全額お支払いいただきます。

参加費(お1人様)	申込金(税込)
30,000円未満	6,480円
30,000円以上50,000円未満	10,800円
50,000円以上	21,600円

■参加要項

確定した運送機関、宿泊先名等が記載された参加要項はキャンプ開始日の前日から起算してさかのぼって6日目に当たる日までに交付します。但し、キャンプ開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降にお申込みがあった場合はキャンプ開始日前日に交付することがあります。なお、期日前であってもお問合わせいただければ手配状況についてご説明いたします。

■キャンプ契約内容・参加費の変更

- ①当法人は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当法人の関与し得ない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。また、その変更に伴いキャンプ参加費を変更することもあります。
- ②著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は、キャンプ参加費を変更することがあります。増額する場合は、キャンプ開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に当たる日より前に通知します。減額する場合は運賃・料金の減少額だけキャンプ参加費を減額します。

なお、払戻すべき金額が生じる場合は、契約書面に記載したキャンプ終了日の翌日から起算して30日以内に払戻しいたします。

■取消料(参加者によるキャンプ契約の解除)

- ①参加者は、いつでも規定の取消料を支払って、キャンプ契約を解除することができます。但し、解除のご連絡は当法人の受付時間内営業時間内にのみお受けいたします。

②取消料は、契約成立後、参加者のご都合により契約を解除する場合、代金に対して参加者お1人様につき、次に定める取消料を頂きます。なお、返金が生じる場合は、解除の翌日から起算して30日以内に振込手数料を差し引いてお返しいたします。

③次の場合は、取消料はいただきません。

(a) 契約内容に重要な変更があったとき。

(b) 著しい経済情勢の変化等による運送機関の運賃・料金によって旅行代金が増額されたとき。

(c) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合、キャンプの安全かつ円滑な旅行の実施が不可能となり又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

(d) 当法人が参加要項をキャンプ開始日の前日から起算してさかのぼって6日目に当たる日までに交付しなかったとき。

(e) 当法人の責に帰すべき事由により当初の日程どおりのキャンプの実施が不可能になったとき。

取消日（契約解除の期日）		取消料（お1人様）
キャンプ開始日の 前日から起算して さかのぼって	a) 21日前まで	無料
	b) 20日～8日前まで	参加費の20%
	c) 7日～2日前まで	参加費の30%
d) キャンプ開始日前日		参加費の40%
e) キャンプ開始日当日（fを除く）		参加費の50%
f) キャンプ開始後又は無連絡不参加		参加費の100%

■当法人によるキャンプ契約の解除

次の場合、当法人は契約を解除する場合があります。

①キャンプ開始前

参加者の代金の不払い、申込条件の不適合、病気、団体行動への支障、当法人の関与し得ない事由によりキャンプの円滑な実施が不可能な時等。

②キャンプ開始後

(a) 申込み前に相談なく、参加者に特別な配慮が必要であると思われるアレルギー（エピペン所持を含む）や疾病や疾患、心身の障がい、行動があり、担当ディレクターがプログラム参加が困難であると判断したとき

(b) 参加者がプログラムの趣旨に著しくそぐわない行為、他の参加者に迷惑をかける悪質な行為を繰り返した場合や病気等でプログラムへの継続参加が不可能と担当ディレクターが判断したとき。

(b) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊期間等の旅行サービスの中止、官公署の命令その他の当法人の関与しえない事由が生じた場合、キャンプの円滑な実施が不可能となったとき、等。

■最少催行人員

各キャンプの参加者数が定員の50%に満たない場合、キャンプを中止することがあります。その場合、キャンプ開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に当たる日より前にキャンプを中止する旨を通知いたします。

■スケジュール管理等

当法人は安全で円滑なキャンプの実施の確保に努めます。参加者はキャンプ中、当法人の指示に従っていただきます。

■ディレクター

全てのキャンプにはディレクター（東京YMCA職員）が同行いたします。ディレクターは、契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務を行います。

■当法人の責任

当法人は、当法人が故意又は過失により参加者に損害を与えたときはその損害を賠償いたします（詳細はお問い合わせください）。

■参加者の責任

当法人は参加者の故意又は過失により当法人が損害を被ったときは、損害の賠償を申受けます。

■使用バス会社

京王観光、富士急行他同等バス

■個人情報の取扱について

当法人は申込書に記載された個人情報について以下の通り取り扱います。

- ①無断で個人情報を集めることはいたしません。皆様に対して、利用目的をあらかじめ明らかにしたうえで個人情報の提供をお願いしております。個人情報は下記③に記した目的以外の用途には利用しません。
- ②皆様の個人情報の管理を第三者に委託することはいたしません。
- ③YMCAプログラムの個人情報利用目的：プログラム実施上の資料、プログラム実施上の連絡、当該プログラム次回募集の告知、YMCA主催または関係団体主催の催し物の告知。

■条件基準日

2018年4月1日現在の運賃・料金を基準としています。

公益財団法人東京YMCA 野外教育センター
〒169-0051 東京都新宿区西早稲田2-18-12